

公立大学法人山梨県立大学教職員の無給休暇に関する規程

(令和4年4月1日制定 法人第4114号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第16条第1項の規定に基づき、本学の教職員が取得する無給休暇について必要な事項を定める。

(種類及び期間)

第2条 無給休暇の種類及び期間は、別表に定めるところによる。

第3条 削除

(給与)

第4条 無給休暇の期間中は、承認された休暇の期間に係る給与は、一切支給しないものとする。

2 無給休暇を承認された教員が授業を担当する場合には、勤務時間規程第16条第2項ただし書の規定にかかわらず、非常勤講師の例により、報酬及び通勤に要する経費を支給する。

(期末手当等の支給)

第5条 勤務時間規程第16条第2項ただし書の規定にかかわらず、公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条において規定する基準日に無給休暇を取得している教職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、当該基準日に係る期末手当をその勤務した期間の割合に応じて支給する。

2 給与規程第29条に規定する基準日に無給休暇をしている教職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(代替措置)

第6条 学部長は、無給休暇を承認された教員の代替教員として、当該無給休暇を承認された教員の給与に相当する額（第4条第2項の適用がある場合は、同項の規定により支給した額を控除する。）の範囲内で非常勤講師を雇用することができる。

2 事務局長は、無給休暇を承認された職員の代替職員として、当該無給休暇を承認された職員の給与に相当する額の範囲内で法人職員又は非常勤職員を雇用することができる。

(承認)

第7条 理事長は、無給休暇の請求について、休暇の事由が社会通念から逸脱するものではなく、かつ、公共の利益に反しないと認めるときは、これを承認するものとする。ただし、大学の運営に支障がある場合は、この限りでない。

2 無給休暇を得ようとする教職員は、事前に無給休暇承認申請書（様式第1号）により、教員にあつては学部長、研究科長又はセンター長（以下「学部長等」という。）、職員にあつては事務局長の承認を得て、理事長の承認を受けなければならない。

3 前項において、学部長等は、当該教員が所属する学科長等の意見を聞くことができる。

(兼業との関係)

第8条 無給休暇を得て行う活動が公立大学法人山梨県立大学教職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）第2条に規定する兼業に該当するときは、無給休暇の承認とは別に、兼業規程に基づき許可を得なければならない。

(活動状況の報告)

第9条 無給休暇を得た教職員は、無給休暇中の状況について、半年に1回の頻度により、理事長に報告するものとする。

(休暇後の教員の責務)

第10条 無給休暇を取得した教職員は、当該無給休暇を取得して従事した活動の場について、大学教職員として休暇後においても大学教育研究の場として継続的に活用していかなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月16日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	内容	期間
地域貢献活動休暇	教職員が行う地域貢献活動のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの 1 地域課題に対する実践的な研究又は課題解決に向けた活動であり、地域社会に対する多大な貢献が期待できるものであること。 2 当該活動の場を大学の教育の場として提供するものであること。 3 無給休暇を得ようとする教職員の業務について、所属内における業務分掌の変更又は代替教職員の任用等を行うことにより、本学の業務に支障がないこと。	1年以内
研究活動休暇	教職員が行う本学以外での研究活動のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの 1 国内外の大学、研究所その他これに準ずる公共的機関において受入先の許可を得て行うものであること。 2 本学での教育研究活動と密接に関係する研究活動であって、休暇後、本学の教育研究の向上に期待できるものであること。 3 無給休暇を得ようとする教職員の業務について、所属内における業務分掌の変更又は代替教職員の任用等を行うことにより、本学の業務に支障がないこと。	1年以内
理事長が必要と認める休暇	理事長が必要と認めるもの	その都度必要と認める期間

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

所 属
職・氏名

⑩

無給休暇承認申請書

公立大学法人山梨県立大学教職員の無給休暇に関する規程第7条の規定により、承認を申請します。

無給休暇の内容

休暇の種類	
休暇を受けようとする期間	
休暇を受けて従事しようとする活動等の内容	
無給休暇を必要とする理由	

(注) 従事しようとする活動等の内容が分かる資料や自治体からの委嘱状、受入機関からの許可書等、適宜必要な書類を添付すること

理事長	所 見

学部長等 事務局長	所 見

学科長等	所 見